

# 関東信越税理士会 熊谷支部6月例会次第

日時 令和7年6月18日(水)  
午後1時20分～  
場所 キングアンバサダーホテル熊谷

## 1. 会務報告

(1) 5月 9日(金)	関係機関との協議会・例会	於	熊谷市立文化会館
(2) 5月 9日(金)	研修会	於	熊谷市立文化会館
(3) 5月 9日(金)	支部監事監査会	於	支部事務局
(4) 5月 9日(金)	支部予算編成会議	於	支部事務局
(5) 5月 9日(金)	顧問相談役会	於	酒蔵「はっかい」
(6) 5月15日(木)	第1回支部理事会	於	日本政策金融公庫
(7) 5月19日(月)	熊谷税務署管内 納税貯蓄組合連合会 定期総会	於	熊谷市立商工会館
(8) 5月22日(木)	熊谷法人会 定時総会	於	熊谷スポーツホテル PARK WING
(9) 5月27日(火)	大里地区租税教育推進部 定期総会	於	熊谷地方庁舎
(10) 6月 3日(火)	熊谷税務署管内青色申告会連合会 通常総会	於	ふかや市商工会
(11) 6月 6日(金)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(12) 6月 6日(金)	熊谷税務署との協議会	於	熊谷税務署
(13) 6月10日(火)	熊谷青色申告会 定期総会	於	キングアンバサダーホテル熊谷
(14) 6月11日(水)	熊谷法人会青年部 事業報告会	於	埼玉グランドホテル深谷

## 2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 執行部・総務部・福祉共済部会  
日時 6月18日(水)午後0時00分～1時00分  
場所 キングアンバサダーホテル熊谷
- (2) 例会・総会提出議案説明  
日時 6月18日(水)午後1時20分～2時50分  
場所 キングアンバサダーホテル熊谷
- (3) 関係機関との協議会  
日時 6月18日(水)午後2時50分～3時20分  
場所 支部事務局
- (4) 第45回支部定期総会  
日時 6月18日(水)午後3時30分～5時00分  
場所 キングアンバサダーホテル熊谷
- (5) 関東信越税理士会第74回定期総会  
日時 6月20日(金)午後1時30分～  
場所 パレスホテル大宮
- (6) 熊谷間税会 定期総会  
日時 6月23日(月)午後3時30分～  
場所 ホテルパークウイング
- (7) 大里地域税政協議会 定期総会  
日時 6月23日(月)午後4時20分～  
場所 ホテルパークウイング
- (8) 関東信越税理士会埼玉県支部連合会第74回定期総会  
日時 7月17日(木)午後2時00分～  
場所 パレスホテル大宮
- (9) 正副地域長会議  
日時 8月1日(金)午後2時30分～3時30分  
場所 支部事務局
- (10) 熊谷税務署との協議会  
日時 8月1日(金)午後3時45分～  
場所 熊谷税務署

## 3. その他の協議報告事項

#### 4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

支部推薦

熊谷市水道事業運営審議会委員 安原宣彦会員  
熊谷市下水道事業運営審議会委員 橋本 博会員

#### 5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

《新規》

柴崎 誠 (令和7年5月22日登録) 税務支援対策部・青年部  
〒360-0815 熊谷市本石1-63  
MMG税理士法人  
TEL 048-522-1857

熊谷支部 会員数159名

#### 6. 次回例会予定

日時 8月7日(木) 午後4時00分～4時30分 例会  
午後4時30分～5時00分 関係機関との協議会  
午後5時00分～7時00分 納涼会  
場所 キングアンバサダーホテル熊谷

#### 7. 次回研修会予定

日時 8月7日(木)午後2時00分～3時50分  
場所 キングアンバサダーホテル熊谷  
内容 「令和7年度税制改正」  
講師 本庄支部 松本純一先生  
単位 2単位

#### 8. ホームページ

熊谷支部 パスワード : kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>

県連 新ID・新パスワード共に saizei0615

日税連 ユーザー名・パスワード共に : taxnz

本会 ユーザー名・パスワード共に : kzei0223



税理士協同組合 ユーザー名 : zeい パスワード : szeikyo3111

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

#### 9. その他

\* 1月例会資料でご案内した「にちぜいくんピンバッジ」を6月例会で配布いたします。

欠席の会員は、支部事務局まで取りに来ていただくようお願いいたします。

\* 今後の例会日日程を掲載しました。(令和7年6月現在) 予定ですので変更になる場合もあります

9月例会	9月10日(水)	熊谷市立文化会館	午前	9時30分～
10月例会	10月10日(金)	熊谷市立文化会館	午前	9時30分～
11月例会	11月12日(水)	熊谷市立文化会館	午前	10時30分～
12月例会	12月11日(木)	キングアンバサダー	午後	2時00分～
1月例会	1月14日(水)	熊谷市立文化会館	午前	9時30分～
2月例会	2月6日(金)	キングアンバサダー		未定
3月例会	3月23日(月)	キングアンバサダー	午後	2時00分～

令和7年6月18日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部  
支部長 森田正男  
副支部長 橋本博  
地域長 森戸裕  
研修部長 林正浩

## 税理士会36時間規定研修

# 令和7年度例会時熊谷支部研修会のご案内

拝啓 梅雨の候、会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和7年8月7日（木）午後2時00分～3時50分  
場所 キングアンバサダーホテル熊谷  
内容 「令和7年度 税制改正」  
講師 本庄支部 松本純一先生  
対象 税理士会会員

単位 2単位

※研修資料は8月初旬に支部ホームページに掲載いたしますので、各自ダウンロードしてお持ちください

令和7年6月18日

熊谷支部会員・準会員各位

関東信越税理士会熊谷支部  
支 部 長 森田 正男  
副支部長 長谷部好一  
総務部長 吉留 良平

## 会員名簿（顔写真入り）の作成のため個人情報提出のお願い

総務部の事業として顔写真入り手帳型会員名簿を作成いたします。顔写真入り名簿は、支部会務運営上不可欠であり、さらに会員間のコミュニケーションを図るためにも重要となっています。つきましては、別紙回答書に必要事項を記入し写真を貼付のうえ、個人情報のご提出をお願いいたします。（※原則メールによる提出にご協力ください。）

提出先 : 熊谷支部事務局

【メールの場合】

ファイル名を会員氏名としたうえで、下記メールアドレスに送信してください。  
tains-k@sakitama.or.jp

【郵送または持参の場合】

〒360-0041 熊谷市宮町2-144 コーポビアネーズ203号

回答書 : 別紙書面のエクセル版を支部ホームページ会員専用ページに掲載しますので、ダウンロードし必要事項を記入のうえメールに添付してご提出ください。

提出期限 : **令和7年8月8日（金）**

写 真 : 上半身、正面を向いたもの。白黒・カラーを問いません。  
大きいサイズの写真は貼付せずにクリップ止めしてください。  
デジタルカメラ・スマートフォン等で撮影したデータでも結構です。

その他 : 税理士法人に所属する会員は、その所属事務所を明記してください。  
所属税理士は従事する事務所を明記してください。

### ●個人情報保護方針および個人情報の利用目的のお知らせ

個人情報を適切に保護することが重要であることを認識し、名簿の作成および配布については個人情報を適正に取り扱い、下記のように定めます。

- ①収集する個人情報は、税理士会の活動を円滑に進めるために必要なものに限る。
- ②収集した個人情報は、会員名簿作成のために使用する。
- ③作成した名簿(顔写真入り)には1冊ごとに番号を付し、熊谷支部会員、準会員に配布する。  
また、税理士会会員の広報手段として特定の官公庁に配布する。
- ④配布した名簿(顔写真入り)は、各会員の責任において個人情報保護のため適正に取り扱う。
- ⑤この他収集した個人情報は熊谷支部所属会員名簿一覧として作成し、広報手段として配布します。
- ⑥その他、個人情報の保護については本会、県連に準じて適切な取扱いに努力致します。

## 会員名簿作成のための個人情報回答書

ふりがな【必須】	
氏名【必須】	
税理士登録番号【必須】	
登録区分【必須】	開業                      所属                      法人
事務所所在地【必須】	〒
税理士法人名 (法人所属の場合必須)	
従事する事務所名 (所属税理士の場合必須)	
事務所電話【必須】	
事務所 F A X【必須】	
自宅電話	
自宅 F A X	
生年月日【必須】	昭和                      年                      月                      日 平成
携帯電話	
メールアドレス【必須】	

写真貼付欄	写真の裏面に記名のうえ貼付してください。 ・縦4センチ以上、横3センチ以上 ・最近六ヶ月以内に撮影したものに限り ・デジタルカメラ・スマートフォン等で撮影したデータを貼付または添付していただいても構いません
-------	--

提出先 熊谷支部事務局    〒360-0041 熊谷市宮町2-144    コーポビアネーズ203号  
 (メール提出の場合)    tains-k@sakitama.or.jp

令和7年5月20日

県連会長  
支部長 各位

関東信越税理士会

会長 大山 博之  
研修部長 島田 訓明



## 令和6年度分 研修受講義務の免除申請について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に対しまして、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会研修規則第6条にあるとおり、研修の受講義務につきましては一定の条件により申請し、審査の後認定されることで、その義務の免除を受けることが可能です。

つきましては、令和6年度分研修受講義務の免除に関しましては、令和7年6月30日が申請期限である旨、支部例会等で周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、免除認定に伴い、計算上の母数が減少しますので令和6年度の研修受講義務時間達成率の数値にも影響があることを申し添えます。

### 【参考規定】 本会研修規則

(受講義務の免除)

第6条 税理士会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、本会に対し、一事業年度ごとに受講義務の免除の申請をすることができる。

- (1) 負傷又は疾病により療養していること。
- (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること。
- (3) 税理士法第43条後段に規定する報酬のある公職に就いていること。
- (4) 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。
- (5) 出産、育児、介護その他これらに類する事由によること。

### 【申請書】 本会ホームページ会員専用サイト

○受講時間義務の免除を申請する場合

<https://www.kzei.or.jp/news/zeirishi/2021/09/14-152954.html>

※会員専用サイト

ユーザー名 kzei0223

パスワード kzei0223

〔写し送付先〕 本会研修部構成員、県連事務局、支部事務局

# 埼玉県

補助対象者：人手不足の状態にある県内中小企業者等  
(主な対象者要件については、裏面をご参照ください。)

# 中小企業 人手不足対応 支援事業

生産年齢人口の減少等に起因した人手不足の課題解決に向け、機器・ITツール等の新規導入や既存の機械装置等の更新により省力化に取り組み、成長を目指す県内中小企業者等を支援します。

## 【支援事業・1】

### 専門家派遣

省力化の専門家を中小企業者等に派遣し、機械装置等や業務の効率化等に係る助言及び「支援カルテ\*」の作成を無料で実施します。  
※補助金を申請しない事業者でも利用可能です。

\*『支援カルテ』とは、県が派遣する専門家又は認定支援機関が、助言内容等を記載するもの(指定様式、県ホームページからダウンロードが可能です)。

対象件数 **60件**  
(先着順)

### 申請期間

令和7年 **6月2日** ~ **12月19日**  
MON FRI

申請状況により延長する場合があります。

専門家の派遣期間 **無料** (2回まで)

令和7年 **6月2日** ~ **12月26日**  
MON FRI

申請状況により延長する場合があります。

## 【支援事業・2】

### 補助金

補助対象者が県内事業所等において実施する以下の事業に要する経費の一部を補助します。

#### 新規導入

補助対象となる製品カテゴリに含まれる機器・ITツール等を新規に導入し、省力化に取り組む事業

補助率：補助対象経費の**2分の1以内**

補助額：15万円以上 **200万円以下**

#### 設備更新

県が派遣する専門家又は認定支援機関が作成する「支援カルテ」に基づき、省力化のために既存の機械装置等の更新を行う事業

補助率：補助対象経費の**2分の1以内**

補助額：**50万円以上 750万円以下**

### 申請期間

令和7年 **6月2日** ~ **7月11日 16時**  
MON FRI

### 事業実施期間

交付決定日 ~ 令和8年 **2月27日**  
交付決定日は令和7年8月下旬を予定 FRI

※補助金申請は、左記 **新規導入**、**設備更新** のいずれか片方のみ受け付けます。両方への申請はできません。

※全事業所の役員・個人事業主と従業員の合計人数に応じた以下の区分ごとに定める労働時間を削減する計画であることが必要です。

- ・合計人数 10人までの事業者 4時間×従業員数 以上
- ・合計人数 11人以上の事業者 45時間以上

※新規事業は補助対象外です。

【申請受付】 受付方法：専門家派遣事業・補助金支援事業のどちらも 電子申請のみで受け付けます。

「埼玉県 中小企業人手不足対応 支援事業」の  
ホームページから、必要事項を入力してお申し込みください。

新規導入 → [https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/hitodebusoku/hojokin-shinki\\_2025.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/hitodebusoku/hojokin-shinki_2025.html)

設備更新・専門家派遣 → [https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/hitodebusoku/hojokin-koushin\\_2025.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/hitodebusoku/hojokin-koushin_2025.html)

※電子メール、郵送、ファクシミリ、持参等では受け付けませんのでご了承ください。



新規導入



設備更新・専門家派遣



【補助対象経費】

※直接間接を問わず、国・県・市町村等が目的を指定して支出する他の制度と補助対象経費が重複しているものは補助の対象外となります。(例：補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等)

新規導入

- ①製品カテゴリに含まれる機器・ITツール等の購入費(中古品の購入、リース・レンタル・クラウド及びサブスクリプションサービス等の利用料を含む。)\*
- ②上記1に係る設置や運搬、動作確認、設定等の導入に要する経費。ただし、補助対象経費総額の2分の1以下とします。  
\*製品カテゴリに含まれる機器・ITツール等でなければ、**新規導入** は申請できません。

設備更新

- ①更新する機械装置等(付随するシステムを含む)の購入費(中古品の購入、リース等の利用料を含む)
- ②上記1に係る設置や運搬、動作確認、設定等の導入に要する経費。ただし、補助対象経費総額の2分の1以下とします。

【主な対象者要件】 ※その他の要件については、県ホームページをご参照ください

- ①中小企業者等で、県内に登記簿上の本店を有する者又は主たる事業所を有する者(個人事業主においては県内に住民票上の住所地又は主たる事務所を有する者)であること。
  - ②以下のいずれか一つに該当し、人手不足であり、省力化を進める必要があること。ただし、申請日において従業員が0人の場合は、人手不足の状態がウに該当し、かつ、申請日時点で求人を実施している場合に限る。
    - ア 限られた人手で業務を遂行するため、直近の従業員の平均残業時間が30時間を超えている。
    - イ 整理・解雇によらない離職・退職によって従業員が前年度比で5%以上減少している。
    - ウ 直近1年以内に求人を実施したが、充足に至っていない。
    - エ アからウのいずれにも該当しないが、省力化を推し進める具体的かつ合理的な理由がある\*。
- \*人手不足の状態であることが要件ですので、「現在従業員はおらず、今後も従業員の雇用予定がない」、「人手不足とかかわりなく単に生産性を向上する」といった場合は認められません。

【新規導入 製品カテゴリ(抜粋)】 ※その他の製品カテゴリについては、県ホームページをご参照ください。

カテゴリ名	製品名(例)	想定業務(例)	用途・省力化のイメージ
産業用ドローン	点検用ドローン	現場状況の点検	工事現場や災害現場、樹木状況など、人手のかかる点検作業を効率化し、リスク低減を図る。
無人搬送車	無人搬送車	倉庫・工場での荷役、貨物搬出	物流倉庫等の運搬の重労働を代替し、荷役負担を軽減することで省力化する。
警備・案内ロボット	多機能コミュニケーション型ロボット	商業施設・オフィスの巡回警備	高性能なカメラ機能や遠隔操作、安定した走行機能などにより、工場やビルなどでの警備や案内・誘導を自動化する。
受発注管理システム	受注・発注管理システム	受注・発注業務	見積書や請求書などの書類作成業務をシステム化し、電話やファックスによる受発注業務の手間を省き、省力化する。

【設備更新 想定事例】

更新する機械装置	想定される省力化効果
CNC自動旋盤	一連の操作をコンピュータとプログラムで制御することで作業が自動化し、製品の加工時間が短縮され、工数が減少する。加工時間や工数の縮減により、今まで対応できなかった製品の製造に人員を割くことができる。
ブロー付紙反転機 <small>ブローで紙粉を除去し、印刷機の稼働率を高める印刷用紙反転装置</small>	更新前の紙反転機では時間を要していた紙粉清掃作業が大幅に減少し、印刷オペレーターの負担軽減と残業時間の軽減につながる。また、印刷室内で紙を温めるため必要だった待機時間が不要となる。
プラスチック成型機	メッシュパレットと併用することで、ストックを交換する頻度が減少する。ストック交換頻度の減少により一定時間、無人稼働することができるため、作業効率・生産数アップにつながる。
自動延反機	縫製工場の最初の工程である「延反」において、延反機が自動で生地を広げて、後工程の裁断にあわせた準備(生地の積み重ね)まで可能となり、裁断前の準備作業を効率化できる。

■お問合せ先

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業 事務局 (一般社団法人埼玉県中小企業診断協会)

TEL : 048-762-9290 平日 9時~17時 ※年末年始(令和7年12月29日~令和8年1月3日)を除く。

Mail : hitodebusoku@sai-smeca.org





# 損益計算書

有限会社 熊谷税務指導センター

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

単位：円

科	目	金	額
【 売 上 高 】			
売 上 高			420,000
	売 上 総 利 益 金 額		420,000
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】			225,694
	営 業 利 益 金 額		194,306
【 営 業 外 収 益 】			
受 取 利 息			2,229
	経 常 利 益 金 額		196,535
	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		196,535
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		111,100
	当 期 純 利 益 金 額		85,435

# 販売費及び一般管理費

有限会社 熊谷税務指導センター

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
減 価 償 却 費	67,074
租 税 公 課	44,700
諸 会 費	5,000
管 理 費	97,020
雑 費	11,900
合 計	225,694

# 株主資本等変動計算書

有限会社 熊谷税務指導センター

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

単位：円

## 株主資本

資本金 当期首残高及び当期末残高 3,000,000

## 利益剰余金

### その他利益剰余金

繰越利益剰余金 当期首残高 -2,119,495

当期変動額 当期純利益 85,435

当期末残高 -2,034,060

利益剰余金合計 当期首残高 -2,119,495

当期変動額 85,435

当期末残高 -2,034,060

## 株主資本合計

当期首残高 880,505

当期変動額 85,435

当期末残高 965,940

## 純資産合計

当期首残高 880,505

当期変動額 85,435

当期末残高 965,940

# 個別注記表

有限会社 熊谷税務指導センター

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 定率法を採用しています。
- ②無形固定資産 定額法を採用しています。

### その他

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式）	300株
当期増加株式数（発行済普通株式）	
当期減少株式数（発行済普通株式）	
当期末株式数（発行済普通株式）	300株
前期末株式数（発行済優先株式）	
当期増加株式数（発行済優先株式）	
当期減少株式数（発行済優先株式）	
当期末株式数（発行済優先株式）	